

観音寺市長 宛て

現況届

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏名	※本人による署名に代えて、記名押印することもできます。		() -

現在の住所	〒 -
-------	-----

就業に関する要件（一般・専門人材）、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件について、現在の就業状況（個人事業主を含む。）を次に記載すること。

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業に関する要件（一般・専門人材）の場合 週20時間以上の無期雇用契約 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。 ・テレワークに関する要件の場合 週20時間以上のテレワーク <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。 ・関係人口に関する要件の場合 就労状況の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。 自治会活動への継続的参加 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。 ・起業に関する要件の場合 就労状況の変更 <input type="checkbox"/>該当する。 <input type="checkbox"/>該当しない。
証明欄	<p>この者は、本事業所で勤務していることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(所在地)</p> <p>(事業所名)</p> <p>(代表者名) (印)</p> <p>(電話番号)</p> <p>(担当者)</p>

備考

- 1 観音寺市に補助金の申請日の属する年度の翌年度から5年を経過するまで、毎年3月1日から3月31日までの間に、この現況届を提出してください。転出した後、さらに別の市区町村に転出した場合も同様に観音寺市にこの現況届の提出が必要です。以後、転出のたびに同様の手続を行ってください。
- 2 転出先に居住されていることを確認するため、転出先の市区町村への問合せや転出先の立ち入り調査等を行う場合があります。
立ち入り調査等を拒否する場合など、県内いずれかの市町での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。
- 3 補助金の申請日から5年以内に県外に転出する場合は、補助金の返還対象になります。